

信州屋根ソーラーポータルサイト構築業務仕様書

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

この業務仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う信州屋根ソーラーポータルサイト構築事業の実施に関する業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

信州屋根ソーラーポータルサイト構築業務

2 委託期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 事業の目的

ゼロカーボン社会の実現を目指す本県においては、再生可能エネルギーの生産量を2010年度比3倍とする目標を掲げ、その普及拡大に取り組んでいるところである。特に、住宅等の屋根を活用した太陽光発電（屋根ソーラー）については、二酸化炭素排出量削減に資するだけでなく、光熱費削減による家計メリットも大きいことから、県として積極的に推進しているが、現状、県内における普及率は1割台にとどまっており、さらなる普及に取り組む必要がある。

そこで、広く県民等に対して太陽光発電に関する情報を発信するため、太陽光利用のメリットや導入した場合の収支シミュレーション、各種支援制度等の情報を一元的に提供するためのウェブサイトを構築する。

4 業務内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定すること。

(1) 信州屋根ソーラーポータルサイトの構築

ア サイトの内容

以下の項目を基本としつつ、県と受託者が協議し、内容を決定する。

項目	備考
① 太陽光発電（特に屋根ソーラー）の基礎知識、活用法	内容については別途協議
② 自宅に太陽光発電設備を設置した場合の経済性シミュレーション	県が運営する信州屋根ソーラーポテンシャルマップも活用
③ 補助金等の導入支援に関する各種制度の情報提供	国、県、市町村の補助金等、検索者が活用しうる制度に関する情報を一括提供できること（制度一覧等は県から提供する）

④ 太陽光活用の事例紹介	県内の住宅における太陽光発電の活用事例等取材し、掲載すること
⑤ 積雪地における太陽光発電の活用方法	令和6年度に県が実施を予定している雪国太陽光発電普及事業の成果をPRするものであること（別途協議）
⑥ 有識者等による講義（動画等）	内容については別途協議
⑦ 事業者・県民等による参加型のコンテンツ	内容については別途協議
⑧ 太陽光発電に関するリンク集	リンクを掲載するウェブサイト等の一覧は県から提供する

イ 要求仕様

別紙1の要求仕様に掲げるとおり

ウ サイトの運用開始時期

令和6年10月1日からサイトの運用を開始すること。

(2) サイトの保守・管理

ア サイト公開日から令和7年3月31日までの間、サイトの保守・運用管理を行うものとする。

イ サイトの内容に変更があった場合、委託業務期間内に随時更新するものとする。

(3) 成果品の納品

受託者は、本業務の完了後、委託契約書に基づく県の検査に合格したときは、次の成果品を県に納品するものとする。

ア 委託業務完了報告書

イ 本業務で制作したシステム一式

ウ ウェブサイトシステムの仕様情報

エ 作業マニュアル

※ア、ウ、エについては、それぞれ紙2部及び当該データを保存した電子媒体1部を以下に提出し、イについては、公開サーバへの格納により納品すること。

〒380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 6階
長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室

5 委託業務の要件

(1) 本調達の受託者は、システム構築に関し県が保有する情報資産のうちシステム構築に必要な情報を取り扱う場合は、別紙2「情報資産等取扱特記事項」及び別紙3「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守し、適切な取扱いを行うこと。

(2) システム開発及び維持管理にあたり、知り得た情報等を他に漏らしてはならない。この業務が終了した後においても同様とすること。

- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

6 その他

- (1) 本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて業務を行うこと。
- (3) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (6) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (7) その他、本業務の実施に当たり生じた疑義等については、県と協議の上、合意した内容に基づき業務を実施すること。

(別紙1) 信州屋根ソーラーポータルサイト 要求仕様

1 基本要件

<p>(1) サイトの作成及びデザインについて</p>	<p>ア トップページは洗練され、利用者が必要な情報を見つけやすいデザインとする。</p> <p>イ 閲覧者の関心を引き、太陽光発電に関する知識やメリット等をわかりやすく伝えるためのデザイン及びコンテンツを提供する。</p> <p>ウ 太陽光発電に係る適切な情報や相談場所へ迅速に到達することができるサイト設計とする。</p> <p>エ サイト内の検索機能を付ける。</p> <p>オ スマートフォンやタブレット向けにパソコン用サイト内の表示を最適化できるようにする。</p> <p>カ 県がイラスト等の作成を依頼した場合、これを行うこと</p>
<p>(2) トップページの最新情報掲載について</p>	<p>ア 県が情報を更新できるようにする。</p> <p>イ サイト内の更新が一目で分かり、最新情報へリンク設定ができるようにする。</p> <p>ウ 最新情報入力フォームの入力には、ID及びパスワードを必要とし、随時管理者が変更できるようにする</p>
<p>(3) 県の施策(補助金等)の掲載ページ</p>	<p>ア 随時、県が情報を更新できるようにする。</p>
<p>(4) 管理者ページについて</p>	<p>ア 管理者ページは県のみが使用できるものとする。</p> <p>イ 管理者ページでは次のことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・サイト内の情報更新・上記ア、イのID及びパスワードの設定・変更・上記ア、イの入力内容の編集及び掲載承認 <p>ウ 閲覧者の傾向を把握し、県の施策検討に役立てることのできる多角的なアクセス解析ができること。</p>
<p>(5) システムについて</p>	<p>ア ポータルサイトのドメイン (.lg.jp ドメインとすること) を取得し、委託者に提供すること。</p> <p>イ セキュリティ対策が完備されたサーバーを調達し、委託者に提供する。なお、当該サーバーの設置場所は国内の安全な場所とする。</p> <p>ウ システムのセキュリティ対策については、最新の情報を元に万全な対策を実施すること。使用するソフトウェアで脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。</p> <p>エ 日本国内で通常使用されているブラウザおよびOS等で支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために特別なソフトは必要としないシステムとする。</p> <p>オ 利用者の通信速度に配慮し、表示にあたっては利用者が不快にならないようにする。</p>

	<p>カ 納品後は、職員でも各ページの掲載情報の更新や追加が容易にできるようにすること。(業者に委託する必要がないもの。)</p> <p>キ Word やExcel を扱う感覚で職員だれもが入力できるような操作性を考慮する。</p> <p>ク 24時間の連続稼働に対応し、常時システム異常の把握を行うこと。</p> <p>ケ 障害発生時に直ちに対応を行うこと。</p> <p>コ 全てのページをSSL化すること。</p> <p>サ 納品後から令和7年3月31日までの保守・運用経費は、あらかじめ委託料の中に見込むものとする。</p>
--	--

2 その他要件・留意事項

	<p>(1) 更新作業は、長野県の行政事務パソコンから仮想デスクトップ方式にて、インターネットを経由の上、ウェブ上で処理できるものとする。</p> <p>(2) CMS 等により、専門知識を要さず、レイアウトが崩れることなく容易に更新作業を行える環境を整備すること。</p> <p>(3) アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。(JIS X8341-3 に準拠)</p> <p>(4) SEO (サーチエンジン最適化) 対策を講じること。</p> <p>(5) 他社の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。</p> <p>(6) 作成にあたって、階層図案とサイトマップ案を提出し、適宜委託者と情報共有すること。</p> <p>(7) 次年度以降の保守・運営経費 (サーバー使用料等) が必要最低限となるよう配慮すること。</p> <p>(8) 管理者より操作説明等を求められた場合は、誠実に応じること。</p> <p>(9) 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターが作成した「安全なウェブサイトの作り方」を参考に構築すること。</p>
--	--

(別紙2)

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）について、次のとおり取り扱うものとする。

(情報資産等の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

(情報資産等の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(職員等の義務の周知徹底)

第6 受託者は、受託者の職員に対し、個人情報の保護に関する法律第67条に規定する従事者の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとする。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

(作業場所の特定)

第8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

(別紙3)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。